

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	生活保護指導監査委託費			担当部局庁	社会・援護局		作成責任者	
事業開始年度	昭和30年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	保護課自立推進・指導監査室		荒川英雄	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅶ-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	生活保護指導職員制度の運営について (平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知) 生活保護法施行事務監査の実施について (平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施し、また管内福祉事務所に対する査察指導を通じて真に適正な保護の実施を期するため、生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする。 2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止(不正受給の防止等)、漏給防止(適切な面接相談の実施等)、自立支援について指導する。							
実施方法	補助							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	2,036	1,952	2,010	1,966		
		補正予算	-	-	21	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	2,036	1,952	2,031	1,966	0		
	執行額	2,036	1,952	2,031				
執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	指導監査対象福祉事務所に対する監査の実施	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	成果実績	箇所	1,266	1,253	精 査 中	
			目標値	箇所	1,270	1,270		-
			達成度	%	99.7%	98.7%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	生活保護指導職員数	活動実績	人	337	327	321		
		当初見込み	人	337	327	321	314	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y		円	1,608,363	1,557,621	精 査 中	-	
	X: 監査委託費執行額(円) Y: 監査実施福祉事務所数(か所)	計算式	執行額/監査実施数	2,036,187,000/1,266	1,951,699,000/1,253		-	
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	生活保護指導監査委託費	1,966						
	計	1,966	0					

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	生活保護制度は、最後のセーフティネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、その適正実施については、広く国民のニーズがあり、同事業の確実な目的達成のために国費投入が必要不可欠である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本経費は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として行う監査に係る職員の経費であるため、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	最後のセーフティネットである生活保護制度の適正実施を図るための達成手段として、都道府県、指定都市本庁の指導監査体制の整備強化は必要不可欠であり、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	生活保護指導職員は、管内福祉事務所に対する監査業務に加え、その指導監督の任務にも当たっており、単位当たりコストの水準は妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	生活保護制度の指導に当たる職員の人件費等の経費であり、真に必要なものに限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、定員削減を実施した。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	おおむね成果目標に見合ったものとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	国において全福祉事務所に対する監査を行う体制を整備することは非効率であり、都道府県及び指定都市本庁の指導監査の体制整備の強化を図るほうが、効率的かつ低コストで生活保護制度の適正実施を図ることができる。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込み通りである。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	平成26年度においても当初の見込み数どおりの生活保護指導職員を配置することができ、その結果、全対象福祉事務所中98.7%の福祉事務所に対し指導監査を実施できている。				
	改善の方向性	各点検結果からも低コストかつ有効な事業実施となっており、生活保護の適正な実施を図るためには引き続き事業を継続していく必要がある。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	419	平成23年度	378	平成24年度	326	
平成25年度	688	平成26年度	691			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

厚生労働省
 2,031百万円 (H26年度)

都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に要する経費を交付の対象とする。

↓
 補助金

A.都道府県・指定都市
 (67箇所)
 2,031百万円 (H26年度)

都道府県及び指定都市に設置した生活保護指導職員が管内福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施する。

費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県・指定都市(東京都)			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	96			
その他	東京都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2			
計		98	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	98		
2	福岡県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	81		
3	北海道	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	80		
4	兵庫県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	54		
5	大阪府	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	48		
6	埼玉県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	48		
7	愛知県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	42		
8	札幌市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	42		
9	大阪市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	42		
10	名古屋市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		